

事務連絡
平成28年6月17日

各都道府県私立学校部活動主管課
附属学校を置く各国立大学法人部活動主管課
中高等学校を設置する学校設置会社を所管する
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた
各地方公共団体部活動主管課

スポーツ庁政策課
文化庁文化部芸術文化課

学校現場における業務の適正化に向けて（送付）

学校現場を取り巻く環境が複雑化・多様化し、学校に求められる役割が拡大するとともに、学習指導要領の改訂の動向等を踏まえた授業改善などへの対応も求められている中、教員の長時間勤務の改善が課題となっており、教員が子供と向き合える時間を確保し、教員一人一人が持っている力を高め、発揮できる環境を整えていく必要があります。

このような観点から、文部科学省では、平成28年4月に「次世代の学校指導體制にふさわしい教職員の在り方と業務改善のためのタスクフォース」を省内に設けて検討を行い、このたび、別添のとおり、報告を取りまとめ、各都道府県教育委員会と指定都市教育委員会へ発送いたしました。

本報告書については、基本的に教育委員会や公立学校に向けてのものではありますが、この中で、特に部活動の取り扱いについては、公立に限らず、私立の学校や国立大学法人の附属学校においても関係する事項と考えております。

つきましては、都道府県私立学校部活動主管課におかれては所管の私立学校に対して、国立大学法人部活動主管課におかれては、附属学校に対して、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体部活動主管課におかれては、設置した学校に対して別添の資料を参考までに送付いただくようお願いいたします。



【別添資料】

- 学校現場における業務の適正化に向けて（概要）
- 学校現場における業務の適正化に向けて（骨子）
- 学校現場における業務の適正化に向けて（本体）

【参考】

文部科学省ホームページ

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/uneishien/detail/1372315.htm

<窓口>

【運動部活動関係】

スポーツ庁政策課学校体育室

TEL: 03-5253-4111(代表)内線3777

【文化部活動関係】

文化庁文化部芸術文化課

TEL: 03-5253-4111(代表)内線2832